

動画撮影要領

1 適 用

この動画撮影要領は、福岡県農林水産部が発注する工事の撮影に適用する。

2 動画撮影の目的

動画撮影(撮影データを監督員に送り事務所パソコンの画面上で確認)は現場の状況を的確に、かつ速やかに報告するためのものである。

また、一部の工事においては、工事が適正に施工されたことを証明(確認)するとともに、工事の進捗も併せて確認するものである。

なお、立証資料となるので、次の点に十分注意して撮影しなければならない。

- (1) 現場状況や工事の内容を十分理解し、動画の目的を把握して撮影すること。
- (2) 管理する目的物の現状、形状及び寸法がはっきりとわかるように、鋼尺、箱尺、リボンテープ、ポール等をあてて撮影すること。
- (3) 動画撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。
 - ①災害状況報告の場合は災害発生日時、場所 ②工事名 ③工種等 ④測点(位置)
 - ⑤設計寸法 ⑥実測寸法 ⑦略図

3 工事記録撮影の分類

工事記録撮影は次のように分類する

- (1) 災害状況撮影 (2) 施工状況撮影 (3) 段階確認撮影

- (1) 災害状況撮影とは、工事途中での集中豪雨(天災)等により災害を受けた場合に、崩壊(崩落)の規模及び湧水等の被災状況を速やかに監督員に伝え、応急の対策等の検討に使用するもの。
- (2) 施工状況撮影とは、出来高工程、進捗状況などの記録撮影となり、総合的な判断資料となるため、契約図書の工種別に施工状況がよく分かるように工夫し撮影すること。
- (3) 段階確認撮影とは、通常現場立会で行う確認を、動画撮影したデータにより監督員が事務所パソコンの画面上で確認するもの。

※なお、上記の動画撮影については、監督員と事前協議を行い実施することとする。

4 動画撮影の整理及び提出

- (1) 撮影は動画が撮影できる機器(デジカメ、タブレット等)を使用すること。

※データの容量は100MB程度とする。

- (2) 動画の撮影及び整理は請負者の責任において行い管理し、データは速やかに監督員に提出(情報共有システムを利用する等)し確認及び指示を仰ぐこと。
- (3) 動画撮影の方法、要点及び注意事項は、別に定める要領*1に準ずる。

*1 農業農村整備事業土木工事施工管理基準第3項〔参考資料〕電子化写真データの作成要領
(農業農村整備)